

平成27年第3回定例会（9月議会）
建設部 提出資料（9月25日提出）

建設委員会

【所管関係（当日配布）】

- | | | | |
|---------|-----------------------------------|------|---|
| ○ 河川砂防課 | 一級河川齊内川の災害復旧について | ．．．． | 1 |
| | 土砂災害対策に係る会計検査院の報告について | ．．．． | 3 |
| ○ 港湾空港課 | 秋田港発電所(仮称)建設計画に係る環境アセス手続き
について | ．．．． | 4 |

一級河川齊内川の災害復旧について

平成27年9月25日
河川砂防課

1 目的

平成27年7月23日から26日までの梅雨前線豪雨により被災した齊内川において、被災施設を原形復旧する「災害復旧事業」に加え、一連区間の改良を併せて実施する「河川災害関連事業」を活用することで、治水効果を高め、今後の出水による再度災害の防止を図るもの。

今後、国土交通省及び財務省による現地査定等を経て年内に事業費が決定し、発生年を含めて3か年度以内に事業を完了させることとしている。

2 査定申請概要

(1) 河川名及び場所

一級河川齊内川 大仙市清水金鏡～同市太田町齊内地内

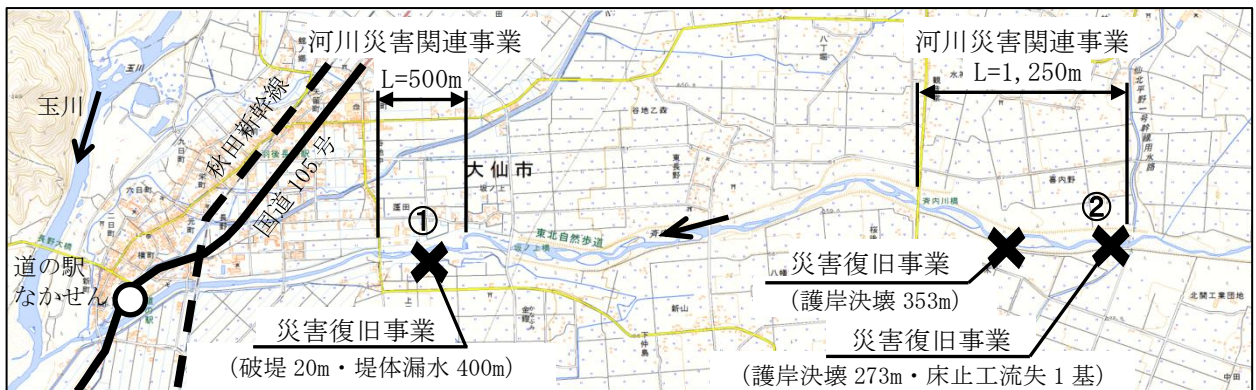
(2) 申請内容

①災害復旧事業

築堤工、堤体補強工、護岸工、床止工 申請予定額 850百万円

②河川災害関連事業

堤体補強工、護岸工、床止工 申請予定額 400百万円



《参考》

1 災害復旧事業と河川災害関連事業

・災害復旧事業

原則として原形復旧であり、改良的要素は認められない。

異常な降雨量や出水（河川水位）等の天然現象により、公共土木施設が被災した場合に採択される。

・河川災害関連事業

災害復旧事業による原形復旧に加えて実施する改良復旧事業。

原形復旧のみでは再度災害の防止に十分でない場合等に、被災していない箇所を含む一連区間において、河道の拡幅や堤防の嵩上げ等により施設機能の強化を図るもの。

事業費の上限は、一体で実施する災害復旧事業費（最大で6億円）までとなる。

過去の実施例には、平成10年の院内川（旧田沢湖町田沢湖）、平成13年の八田川（秋田市太平八田）などがある。

【図例】



災害発生

災害復旧事業

河川災害関連事業

(河道拡幅、堤防嵩上げ等)

2 公共土木施設災害復旧事業の被害報告内容（9月18日現在）

・梅雨前線豪雨（7月23日～26日）

（単位：箇所、百万円）

種別	県管理分		市町村管理分		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
河川	28	1,590	6	60	34	1,650
道路	—	—	14	170	14	170
橋梁	1	180	—	—	1	180
合計	29	1,770	20	230	49	2,000

・豪雨（9月10日～11日）

（単位：箇所、百万円）

種別	県管理分		市町村管理分		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
河川	7	400	—	—	7	400

土砂災害対策に係る会計検査院の報告について

平成27年9月25日
河川砂防課

1 報告内容(平成27年9月16日公表)

会計検査院が全国的に調査した結果は次のとおりである。

(1) 砂防施設の定期点検について

- ・砂防施設の定期点検要領が策定されていない。
- ・定期点検の実施率が低い。

(2) 砂防設備台帳の整備について

- ・県内1箇所において、現地に砂防施設はあるが台帳が整備されていない。
- ・県内1箇所において、台帳の内容不備により現地に砂防施設を確認できない。

2 今後の対応等

(1) 砂防施設の定期点検について

- ・定期点検要領の策定に速やかに着手し、今年度中に完成させる。
- ・この定期点検要領に基づき、計画的に点検を実施していく。

(2) 砂防設備台帳の整備について

- ・台帳が無かった砂防施設については、本年7月に台帳を整備済み。
- ・現地に確認できなかった砂防施設については、本年9月上旬の再調査により位置を確認し、台帳の内容を修正済み。

秋田港発電所(仮称)建設計画に係る環境アセス手続きについて

平成27年9月25日

資源エネルギー産業課

港湾空港課

丸紅(株)及び(株)関電エネルギーソリューションが、「秋田港発電所(仮称)建設計画」に係る、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の送付等を、次により行うとともに、9月17日には、地元住民等への事業説明を実施した。

なお、配慮書とは、同法に基づく環境アセスメントの最初の手続きとなるもので、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果をまとめたものである。

1 計画段階環境配慮書

① 配慮書の概要

- ・事業の目的及び内容
- ・事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ・発電所建設計画に係る計画段階環境配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

② 送付日(事業者 → 国・県)

平成27年9月25日

③ 公告・縦覧

- ・公告日：平成27年9月25日
- ・縦覧期間：平成27年9月25日～10月26日
- ・縦覧場所：秋田県庁、秋田市役所、潟上市役所 等

2 住民等への事業説明

- ・日時：平成27年9月17日
- ・場所：秋田市北部市民センター
- ・参加者：秋田市北部地区町内会代表者等
- ・説明内容：秋田港発電所(仮称)建設計画の概要

《参考》

1 事業者スケジュール

	H27	H28	H29	H30	H31～
石炭火力発電事業者 スケジュール	事業準備（調査、設計、関係手続き）				発電所建設工事
環境アセス	△ 配慮書	（引き続き、方法書、準備書、評価書の手続きを実施）			

2 環境影響評価の流れ

